

平成22年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 経営企画・協働推進室

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>滋賀県障害者福祉施策に関連する全般的事項</p> <p>5 障害者福祉施策に関連する事業共通の監査の結果及び意見</p>	<p>(6) 補助金等事業の評価に関する全庁的な方針について（意見）</p> <p>補助金等事業の効果を検証しながらその必要性、妥当性、有効性、公平性を十分に検証し、見直しを進めていく必要がある。</p> <p>全庁的な方針を示しつつ、不断に見直すPDCAサイクルによる仕組みを構築することが重要である。</p> <p>また、県民に分かりやすい情報公開に努めることが不可欠であり、県民がいつでも見直し状況を把握できるようにすべきである。</p> <hr/> <p>(9) 全庁的なモニタリングの方針をスピード感をもって検討すべき（意見）</p> <p>（指定管理施設について）施設利用者である県民の安全のために、早急に適切なモニタリングの手法を確立し、マニュアル化等を図るべきである。</p>	<p>数次にわたる財政構造改革の取り組みの中で事務事業の見直しを行ってきました。昨年度は「滋賀県行財政改革方針」の策定にあたって、補助金等を含め施策全般について、必要性や効果性等を今一度厳しく見極め、見直しを行ったところです。</p> <p>これまで基本構想や組織目標の進行管理を実施してきましたが、今後も、基本構想や組織目標の進行管理を実施し、PDCAサイクルによる取り組みを進めます。</p> <p>また、基本構想の進行管理の結果等については、すでに公表をしているところであり、引き続き県民にわかりやすい情報公開に努めていきます。</p> <hr/> <p>平成23年5月に全庁的なモニタリングの方針を策定したところであり、各所管課に対して、これを踏まえた適切なモニタリングの実施について、重ねて徹底を図っていきます。</p>

平成 2 2 年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 財政課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>7 未利用財産の取扱いについて</p>	<p>(1) 未利用財産等の定義・範囲の網羅性について（意見）</p> <p>未利用財産の有効活用の方針を決定するに際して、現状では、未利用財産等の定義・範囲が明確でないので、所管課により恣意的な判断で都合よく解釈される恐れがある。このため未利用財産等の定義・範囲を見直すべきである。</p>	<p>未利用財産等については、「公有財産が一団として構成されているもののうち、現に利用に供されていない状態の財産」と定義してきたところですが、意見を踏まえ、遊休期間や稼働率など、より客観的判断が可能となるよう事務処理要領を改正します。</p>
	<p>(2) 県有財産活用検討会議の情報公開について（意見）</p> <p>県有財産のうち、未利用財産等をどのように利活用されているかについては県民の関心事であり、県は、少なくとも、未利用財産等の利活用の方針を公表すべきである。そのうえで、未利用財産等の利活用の取り組みについて、県民ニーズを踏まえて公表の是非を検討すべきである。</p>	<p>未利用財産等については、売却時において、ホームページ等で公表してきたところですが、意見を受け、他府県の事例を参考にしながら、未利用財産等の利活用の方針や取り組みの公表について検討します。</p>

平成22年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 自治振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>滋賀県障害者福祉施策に関連する個別の事業</p> <p>1 障害児保育推進事業、障害児早期療育支援事業</p>	<p>(1) 自治振興交付金制度を充実させるべき（意見）</p> <p>本交付金制度は、市町の自主的な判断による弾力的で自由度の高い事業実施が可能な制度として、従来の県単独補助金を一本化する形で創設されたものである。制度創設にあたり、従来の補助金の内容をほぼそのまま引き継いでいるため、メニューや対象経費が限定されており、制度趣旨からすると課題がある。</p> <p>交付金制度の趣旨からすると、メニュー事業に限定するだけでなく、例えば、次のような検討を行うなど、制度を充実させるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績をもとに、各市町に必要な事業を提案してもらい、交付金を交付する。 ・交付金の総額の1～2割を市町提案枠として設定し、県費投入の妥当性を検討した上で、交付金を交付する。 <p>交付金事業であれば、補助金制度と同様の履行確認は必要でない。代わりに、効果測定に資する資料等を市町から提出してもらい、交付金の評価や今後の制度充実、終期設定等の検討に活用することも考えられる。</p>	<p>交付金の対象事業や対象経費については、従来から各事業を所管する庁内関係所属を通じ、市町の意見を聞きながら見直しを行ってきたところではありますが、今後も引き続き、関係所属と調整し、見直しに努めていきます。</p> <p>本交付金の平成21年度の実績では、予算額530,000千円に対して、市町の実施事業に基づく交付金相当額は、603,814千円となっています。現在の県財政の厳しい状況を勘案すると、交付金の増額は困難であり、新たな提案枠の設定は難しいところです。</p> <p>履行確認については、滋賀県自治振興交付金交付規則の規定に基づき、事業ごとに定めた算入対象経費、算入率、算入限度額をチェックする必要があることから行っているものであり、公金の適正な使用を担保する観点から必要と考えます。</p> <p>ただし、補助金ではなく交付金ということから、提出書類の記載項目や添付書類の簡素化を行っており、今後も可能な範囲での簡素化に取り組んでいきます。</p>

平成22年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 会計管理局 管理課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>5 障害者福祉施策に関連する事業共通の事項</p>	<p>(4) 履行確認について全庁的な方針を示すべき(意見)</p> <p>補助金等及び委託料、扶助費の履行確認は各補助金要綱等に基づき各所管課が実施している。しかし、これらには基本的な事項しか定められていないため、所管課や担当者により履行確認の方法は様々であり、統一したレベルで実施されていない。補助、委託、扶助の科目が異なるとしても、税金を投入し事業を実施していることには違いがないため、全庁的な基本方針を示し、一定レベルの履行確認を実施する方法を確立すべきである。その上で、事業の性質に応じた具体的な履行確認の方法を要綱等に明記すべきである。</p>	<p>補助金および委託料については、法令等に基づき適切な履行確認が行われるよう、関係課に周知徹底を図ります。</p> <p>また、履行確認の統一的な取扱いについては、履行確認のレベルを全体的に上げるための方策について検討します。</p> <p>扶助費の中には、補助金的な性格をもつものもあるため、調査した上で、補助金的な性格をもつものについては適切な履行確認の方法を検討します。</p>

平成22年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について
 (滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について)

所属名 土木交通部 建築課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>・滋賀県障害者福祉施策に関連する全般的事項</p> <p>4. 県有施設のストックマネジメントについて</p> <p>63ページ～ 66ページ</p>	<p>ストックマネジメントへの全庁的な取り組みについて(意見) (要旨のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設の多くは老朽化の時期を迎えるが、このまま放置すれば改築や大規模修繕が短期間に集中するだけでなく、計画的な維持管理が不十分になることに伴うコストの増大で大きな財政負担となることが予想される。 ・このことから、中長期的な視点から県有施設の長寿命化と効果的・効率的な維持管理を図るため、「予防保全による維持管理システム(ストックマネジメント)」の構築は県庁全体で取り組むべき喫緊の課題である。 ・建築課ではすでに取り組みが進められているが、施設の情報をお個々の所管課に提供するに留まっており、県庁全体の取り組みの視点がないように見受けられる。 ・ストックマネジメントは、建築課および所管課のみでは解決し得ないものであり、県庁全体の問題として組織的な対応を含めた取り組みとして取り上げる必要がある。 ・そのためには、建築課の役割は、各施設の今後のあり方を決めるために役立つ情報を提供するとともに、県有施設のストックマネジメントを全庁的に考えていく必要性を発信することにより、関係所管課にストックマネジメントに対する積極的な取り組み姿勢を喚起させることが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県においては、施設の維持管理業務については、建物の長寿命化、維持管理コストの削減等の視点で、施設所管課でそれぞれの取り組みがなされています。 ・そうした中、建築課では、施設の建物情報や建物ごとの機器・部材データ、工事履歴、機器更新情報などの保全情報を一元管理し、「県有建築物保全支援システム」として、施設改修に対して必要な情報を施設所管課に提供し、併せて、施設の巡回点検を行い予防保全に向けての助言・技術支援を継続的に行っています。 ・今後、各施設所管課の取り組みを整理・統合し、県全体のストックマネジメントとして全庁的な取り組みとするため、先進県の事例を参考にしつつ関係課にその必要性を発信して参ります。
<p>66ページ～ 67ページ</p>	<p>ストックマネジメントの情報公開について(意見) (要旨のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設のストックマネジメントについて、県としてその基本方針、基本計画及び実施計画、その取り組み状況を公表する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体のストックマネジメントとして取り組む県の考え方を整理する必要があり、その後の公表になります。

平成22年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について
 (滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について)

【結果】 滋賀県障害者福祉施策に関する個別の事業

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
2 障害者自立支援 特別対策事業費	<p>(1)旅費精算の誤りにより補助金が過大交付されている (結果)</p> <p>旅費精算が不適切な事例(鉄道運賃の計算誤り)が発見され、結果として補助金が5,740円過大交付されていた。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>旅費精算の誤りにより過払いとなった5,740円について、補助金額の再確定を行い、返還済みです。 今後は、補助金の履行確認、検査の一層適切な実施に努めます。</p>
3 障害者地域生活 移行促進事業	<p>(1)国からの財源を活用すべく補助対象経費を正確に算出すべき(結果)</p> <p>県事業の一部を国庫補助金で賄うことができる可能性を検討し、国と協議・交渉を行わなかったことは、「地方公共団体の収入は、適性且つ厳正に、これを確保しなければならない」という地方財政法第4条第2項の規定に抵触する可能性が高い。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>障害者自立支援対策臨時特例基金の当事業への活用については、国の障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領第3-(1)-において「既に実施している事業について単に都道府県及び市町村の負担を軽減する事業」については対象としないと明記されています。</p>
7 精神障害者社会 復帰施設運営費補 助金	<p>(1)補助金として支出する対象とすべきでない経費が含まれていた(結果)</p> <p>補助金として支出する対象とすべきでない経費(利用者の親族に対する香典や1人3,000円を超える昼食代)が含まれていた。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>これまで利用者へのサービス提供体制に重点をおいて事業所に対する実地指導を実施してきましたが、今後は、証憑書類も現地で確認することとし、補助対象に算入されている経費に不適切な支出がないかを点検し、補助金の適正な執行についての指導に努めます。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
8 児童福祉施設の 運営	<p>(1)指定管理料の設定水準が適切とは言えない(結果)</p> <p>平成21年度の決算において、指定管理料の4割が余剰と見られ、指定管理料の金額設定は適切とは言えない。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>毎年度の決算内容を分析、検証するなど、指定管理料の金額設定が適切かどうか検討を行い、これを踏まえ次回の指定管理者の指定時において、指定管理料を適切に設定します。</p>
20 精神医療センター 一負担金	<p>(1)公費で負担すべき設備に対する負担金について (結果)</p> <p>県は固定資産の建設、購入にかかる財源だけでなく、その減価償却費も負担しており、固定資産の建設、購入にかかる金額を超えて負担すべきでない。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>県は病院事業庁の固定資産に関し、保健衛生に関する行政として行われる事務に用いられる部分に限り、資本造成のため、その償還財源の一部と減価償却費の両方を負担しているものであり、こうした取り扱いは、現行の公営企業会計制度および総務省の繰出基準に沿ったものです。</p>

【意見】 滋賀県障害者福祉施策に関する全般的事項

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
<p>1 障害者福祉施策 関連事業の成果指 標の設定と予算策 定について</p>	<p>(1)障害者福祉しがプランの数値目標・重点項目と事業の関連性について(意見)</p> <p>県は「しがプラン」の数値目標・重点項目を達成するための方針・戦略を策定し、当該方針・戦略に基づいた当該数値目標・重点項目と障害者施策の各事業との関連性を明らかにすべきである。</p> <p>そのうえで、「しがプラン」の数値目標・重点項目の達成状況を検証するためのPDCAサイクルを実行する手法を確立すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>現行の「障害者福祉しがプラン」では、数値目標として3つの指標と23の重点項目を設け、市町と連携を図りつつ推進を図り、各年度において進捗管理を行っています。</p> <p>本年度策定する次期プランにおいても、より計画的、効果的な施策の推進に資するものとなるようにしていきます。</p>
	<p>(2)障害者福祉しがプランの効果的な事業の実施と情報公開について(意見)</p> <p>県が優先的に取り組むべき事業について、どのように選定して取り組んでいるかがわかるように説明責任を果たすことが重要である。そして、こうした取組みとその過程については、可能な限り県民に公表する必要がある。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>「障害者福祉しがプラン」の進捗状況については、各障害者団体や有識者からなる滋賀県障害者施策推進協議会に毎年報告しているほか、県ホームページでも県民に公表しており、今後も効果的な事業の実施と情報公開に努めます。</p>
<p>2 障害者福祉施策 に係る滋賀県と市 町等との連携につ いて</p>	<p>(1)市町に対する積極的な指導方法について(意見)</p> <p>県は、市町が提供するサービスの一定水準以上の質を確保し、障害者が適切な福祉サービスを受けることができるよう、積極的に市町を指導する役割を果たすべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>市町の行う事務等が適切かつ円滑に行われ、障害者が適切に福祉サービスを利用できるよう、全ての市町を対象に2年に1回以上実施している実地指導の積極的な活用に努めます。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
	<p>(2)事業者に対する指導における県と市町との連携について(意見)</p> <p>県は速やかに事業者に対する指導に係る実施結果について市町と情報を共有する仕組みを検討すべきである。</p> <p>内部通報の開設、サービスの質の向上への取組などが不十分な事業者への指導を強化する一方、優良法人については、実施指導の頻度を減らすなどの措置を講ずるなどにより、事業者に対する実地指導を効果的・効率的に実施することができる。これにより県の事業者に対する指導監督に係る業務の軽減が図られることが期待される。そのためには、業務軽減目標として、「文書指導の減少件数 件」などの数値目標を定めることを検討することが望ましい。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>事業者に対する指導において、特に重要な事項については、市町に連絡をしているところであり、今後も情報共有に努めていきます。</p> <p>過去の指導結果を踏まえ書面監査を実施するなど、指導方法の工夫をしており、今後も効果的・効率的な指導に努めていきます。</p>
	<p>(3)県障害者自立支援協議会と地域自立支援協議会の連携強化について(意見)</p> <p>県障害者自立支援協議会及び地域自立支援協議会の活動の結果をどのように有効活用し障害者福祉しがプランの施策に反映するか、具体的な方針を明確にするなど、両団体とのより一層の連携を図ることを検討すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>障害者福祉しがプランの策定にあたっては、協議会からの意見を聞き、反映に努めたところであり、次期プランの策定においても、協議会の参画を求めるなど一層の連携を図っていきます。</p>
<p>3 障害者福祉サービス事業者等の評価システムについて</p>	<p>(1)障害福祉サービス事業者等の自己評価及び第三者評価の実施率の向上について(意見)</p> <p>障害福祉サービス自己評価、および第三者評価の実施率の向上に向け、自己評価未提出事業者に対する運営指導や第三者評価を受けた事業者に対するインセンティブの付与を検討すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>未実施事業所に対する個別の働きかけなどを行い、実施率の向上をよびかけていくとともに、自己評価における記載事項の簡素化を検討します。また、第三者評価については、報酬単価への反映など、インセンティブの付与について国に要望していきます。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
	<p>(2)障害福祉サービス事業者等の自己評価及び第三者評価結果の活用について(意見)</p> <p>自己評価および第三者評価の結果を分析し、事業者に対する助言・指導に活用するとともに、事業者等が自己評価結果公表をホームページで公表するよう促進することを検討すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>自己評価の結果内容については、県への提出は求めているものの、実地指導時に現地で確認し、指導の資料として活用しているところです。公表については、各事業者の任意としているところであるが、ホームページの活用を広く呼びかけていきます。</p>
<p>4 滋賀県の障害者施策推進本部の役割・機能の現状と課題、今後の展開について</p>	<p>(1)推進本部のより一層の役割・機能の強化について(意見)</p> <p>県は、知事の「全庁的横断的な意思決定を推進する」という目標に向かうために、推進本部の役割・機能を抜本的に見直し、本部機能の強化を図る必要がある。すなわち、県は推進本部に全庁的視点に立って予算編成に関与する権限と責任を付与して実行ある体制を整備すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>推進本部は、関係部局が共通の目的意識を持ち、施策を総合的に計画し、有機的な連携のもとに施策を推進し、進行管理する組織であり、予算編成を目的とするものではありませんが、新しい行政需要の増大や事業の重複を許さない財政状況から、部局横断的な施策の総合調整を図るため、本部運営の一層の実質化に努めます。</p>
	<p>(2)推進本部の情報公開について(意見)</p> <p>推進本部は積極的に検討結果を議事録として記録し県民に公表すべきである。その際、推進本部と推進協議会との間でどのような事項が協議され、障害者施策を推進することに連携したか、あるいは「しがプラン」にどのように反映させたかなども併せて県民に公表する必要があることを付言しておく。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>推進本部における協議の概要について、滋賀県ホームページ等において公表します。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
<p>5 障害者福祉施策に関連する事業共通の監査の結果及び意見</p>	<p>(1)補助金等の性質に応じた適切な履行方法を整備すべき(意見)</p> <p>県は市町の扶助費等の適切性を確認するために、各市町の履行確認方法をモニタリングし、必要に応じ指導助言を行うなど、市町の実績報告書の妥当性について検討すべきである。</p> <p>補助事業者等の実績報告書の支出金額の実在性や適切性を示す領収書等の証拠の提出を求め、これらを元の実績報告書の妥当性を確認するとともに、添付資料では確認できない部分(例えば帳簿の管理状況や資金の管理状況等)は現場調査を行い確認すべきである。</p>	<p>【健康福祉部各課】</p> <p>市町の扶助費等の適切な履行については、一義的には市町が確認すべきものですが、事業所の指導監査等において不適切な履行確認方法が認められた場合には、補助金の返還を求めるなど適切に対応します。</p> <p>事業所の指導監査等において、補助金にかかる証憑書類の確認など現地調査を行っており、今後も適切な履行確認に努めます。</p>
	<p>(2)適切な委託料の履行確認の方法を整備すべき(意見)</p> <p>履行確認は契約書どおり委託業務が適切に行われているか、委託業者の報告内容が妥当かどうかを確認しなければならないが、検証可能かつ十分な資料を委託業者から入手する必要がある。</p> <p>十分な資料が入手できない場合は、代替的に委託業者へ出向き、帳簿等の閲覧を行い、委託業務が契約書どおり実施されているとの心証を得るべきである。</p>	<p>【健康福祉部各課】</p> <p>委託業者に対して、必要に応じて内容の聞き取りを行うなど、適切な履行確認に努めます。</p>
	<p>(3)扶助費の履行確認を実施すべき(意見)</p> <p>扶助費であっても税金を投入し、事業を実施している限り、適正な支出を行うべきである。</p> <p>したがって、補助金及び委託料の履行確認と同様に、十分な履行確認を行うべきである。</p>	<p>【健康推進課、障害者自立支援課】</p> <p>医療費の公費負担については、支払基金や国保連合会で適切に審査されていることから、県での更なる履行確認は必要はないと考えます。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
	<p>(5) (負担金について)実績額に基づき精算を行うべき(意見)</p> <p>受益者負担部分と税負担部分の明確化の観点から、実績に基づき精算を行うべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>負担金は、現在、2月補正において予算額との調整を行っていますが、乖離が大きくなるように、精度を高めるなど、病院事業庁と調整を行います。</p>
	<p>(7)施設特有の事情等やコスト削減目標を加味した指定管理料を積算すべき(意見)</p> <p>県は施設ごとに、民間等が行う場合に必要な経費はいくらか、毎年積算を行うべきである。</p> <p>今後、施設は時が経過すると益々老朽化が進み、修繕費が過年度よりも多く必要になることが予想される。県民の安全のためにも修繕すべき箇所及び金額について、県と指定管理者でいつ修繕を行うのか、どちらが行うのか等を協議して責任の所在を明確にし、計画的に修繕を実施すべきである。その上で指定管理料の積算にはこれらの協議の内容を反映させるべきである。</p>	<p>【健康推進課、障害者自立支援課】</p> <p>各施設は、民間に同様の機能を担う施設がないため、これを民間等が行ったと仮定して必要な経費を積算することは困難ですが、次回指定管理時には、それぞれの特有の事情や、コスト削減目標を考慮しつつ、管理料の積算を行っていきます。</p> <p>施設等維持補修費については、1件あたり100万円以上の修繕又は施設の効用の増加を目的とした改修にかかる経費を県が負担することとし、県と指定管理者が協議して計画的な修繕に努めているところであり、今後も適切に実施していきたいと考えています。</p>
	<p>(8)適切なモニタリングの方法を検討すべき(意見)</p> <p>月例業務報告書及び実績報告書の書面確認は指定管理者の一方的な報告であり、職員が直接確認するのに比べ評価の信憑性が低くなるため、職員による現場調査を実施することが望ましい。</p> <p>提供されるサービスが県民ニーズにこたえる十分な水準を保ち、サービスが安定的に提供できるだけの経営的な素地が指定管理者にあるか否かを明らかにするために、事業計画書と実績報告書を突合することが望ましい。</p> <p>定期的に県と指定管理者が連携し、アンケート結果の分析を行い、サービスの改善及び向上について検討すべきである。</p>	<p>【健康推進課、障害者自立支援課】</p> <p>職員による現場調査については、その日程や方法について検討し、本年度のモニタリングに反映していきます。</p> <p>計画書と実績報告書の比較検討やアンケート結果の分析を踏まえた対応策について、県と指定管理者とが定期的に協議の場を持ちます。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
	<p>(10)医療費扶助の支払方法を見直すことが望ましい (意見)</p> <p>予納金を廃止し、実績に基づき支払う方法に変更することが望ましい。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>支払基金に対する概算払いは厚生労働省通知に基づく契約によるものであり、支払い方法を変更することは困難です。 国保連合会に対する概算払いは、同会が取り扱う国民健康保険等の支払事務手続きに準じたものであり、支払い方法の変更は国保連合会が行う審査、支払に関する一連の事務手続きとこれに伴う医療機関等の事務手続きのすべてに大きな影響と混乱を及ぼすことになるため、早期の見直しは困難です。 ただし、返還が生じていることも事実であり、支払基金・国保連合会の意向も踏まえつつ、予納金の掛け金率の低減を含めて、検討したいと考えています。</p>

【意見】 滋賀県障害者福祉施策に関する個別の事業

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
<p>2 障害者自立支援 特別対策事業費</p>	<p>(1)事業団の航空旅費精算に際し、領収書の添付を求め補助金額の適正化を図るべきである(意見)</p> <p>事業団の旅費規程に基づき、旅費精算を行う際には県と同様に旅費精算書のみならず領収書等の添付を求め、県からの補助金額の適正化を図るべきである。</p> <p>(2)適切な数値目標を定めて事業の効果を測定すべきである(意見)</p> <p>「フランス展覧会への入場者数」の数値目標を定め、その達成に向けて事業を運営していくべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>補助事業執行にかかる航空旅費については、社会福祉事業団に対し、旅費規程を遵守し、精算に際しては領収書等の提示を求め、その利用実績に基づく精算を行うよう、指導に努めます。</p> <p>【障害者自立支援課】</p> <p>本事業は、日本のアール・ブリュット作品を広く紹介する目的で、フランス国内では初めて開催されたものであり、入場者数等の定量的な数値目標を事前に設定することは困難でした。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
3 障害者地域生活移行促進事業	<p>(1)所管課として十分な履行確認を実施すべき(意見)</p> <p>必要に応じて領収書等の証憑の提出を求め、支出の実在性や適切性の観点から十分な履行確認を実施すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>補助事業者に対して、必要に応じて内容の聞き取りを行うなど、適切な履行確認に努めます。</p>
4 心身障害者扶養共済制度の実施	<p>(1)委託料の検査方法を見直すべき(意見)</p> <p>事務に要した時間を計算した資料を提出してもらうなどして、給与手当等についても他の経費と同様に検査を実施することが望ましい。</p> <p>(2)実績報告書の様式を統一し、委託先の事務効率を評価すべき(意見)</p> <p>「新規加入」「転入による加入」など具体的な事務手続名を列挙し、その処理件数を月次で記入する実績報告書の統一様式を作成して報告を求めることにより、委託料に対する事務の効率性を相対的に評価すべきである。</p> <p>(3)共済制度の普及活動をより積極的に行うことが望ましい(意見)</p> <p>現在の周知活動にとどまらず、広く心身障害者が利用されている医療機関や福祉施設等においても出張相談をはじめとする広報活動を行うことにより、更なる制度普及を図ることが望ましい。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>各団体では、受給者の現況確認、毎月の年金加入者の掛金納入、滞納対応、普及啓発等の事務を行っており、その内容も確認して、給与手当等の検査を行います。</p> <p>【障害者自立支援課】</p> <p>実績報告書については、様式の統一も含め、当事者団体の意見も踏まえつつ検討します。</p> <p>【障害者自立支援課】</p> <p>県ホームページのPRやパンフレットの配布窓口の拡大など、団体加盟者以外へも周知できるよう取り組みます。</p>
5 むれやま荘の運営費	<p>(1)決算時に指定管理料の設定水準の検証を行い次年度以降の指定管理料の設定に反映すべき(意見)</p> <p>基本協定に基づき事業団から報告されている「管理業務に係る収支状況」を見るだけでは判明しない事実もあることから、県は決算時に指定管理料の設定水準の検証を行い、次年度以降の指定管理料の設定に反映すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>指定管理料の設定が適切かどうか、決算内容の検証を毎年度行うとともに次回の指定管理者の指定時に検証内容を反映します。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
	<p>(2)数値目標を設定し、達成状況を評価すべきである (意見)</p> <p>むれやま荘は、日常の管理運営に際し、具体的な数値目標を設定していない。具体的には、むれやま荘の課題の一つに定員充足率が約7割(平成21年度)に留まっていることから、例えば定員充足率に関する数値目標を設定することが考えられる。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>本年度から基本協定において、定員充足率について数値目標を設定したところであり、今後、その達成状況を評価していきます。</p>
<p>6 知的障害者援護施設等の整備</p>	<p>(1)申請の審査に専門家を交えることが望ましい (意見)</p> <p>補助金額が一定金額(たとえば1件あたり5,000万円)以上の案件に係る協議時の審査には、所管課において補助対象経費内と判断された部分について、県の建築課職員等の専門家(有資格者)に意見を求めることで、審査体制を充実させることが望ましい。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>当該補助金は利用定員等により補助基準額が決まっており、実際に施設整備に要する経費は基準額を大幅に上回っている実態から、建築にかかる技術的、専門的見地からの審査は、必要性が薄いものと考えます。</p>
<p>7 精神障害者社会復帰施設運営費補助金</p>	<p>(1)十分な履行確認を実施すべき(意見)</p> <p>領収書等の証拠の確認を行うなど十分な履行確認を実施すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>事業所の指導監査等において、補助金にかかる証憑書類の確認など現地調査を行っており、今後も適切な履行確認に努めます。</p>
	<p>(2)事業に要した総経費額の報告を求め、評価すべき (意見)</p> <p>施設ごとの運営の相対的効率性や効果等を測定するとともに、補助金の必要性や必要額の検討するためにも、補助対象経費のみでなく事業に要した総経費額の報告を求めるべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>補助対象経費に限らず、事業所全体の経費についても報告を求めます。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
8 児童福祉施設の運営	<p>(1) 県立日野溪園の修繕等に係る経費は一般会計で予算措置すべき(意見)</p> <p>県立日野溪園の修繕等に係る経費は、指定管理料を通じた事業団における積立金という形ではなく、一般会計において、修繕費等として予算措置すべきであると考え</p>	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>平成23年3月31日までが指定期間である指定管理に係る基本協定の規定により、管理物件の本来の効用を維持するために必要な1件当たり100万円以上の修繕と管理物件の効用の増加を目的とした改修は、県の負担となっています。</p> <p>県立日野溪園は、平成23年4月1日に社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団へ移管され、当該施設は県から無償譲渡されていることから、平成23年度以降の施設の修繕等は当該法人によって行われます。</p>
	<p>(2) (信楽学園)施設利用者アンケート等の充実を図り事業評価に活用すべき(意見)</p> <p>基本協定第21条(アンケート等の実施)に基づく報告を行うためには、利用者やその家族の意見・苦情を聞く機会をより多く設けることが必要である。利用者等の声を積極的に集め、利用者の処遇向上に活用するとともに、信楽学園の事業評価に活かすべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>利用者やその家族を対象としたアンケートを実施し、これを参考にして信楽学園の事業改善に役立てます。</p>
	<p>(3) (信楽学園で)数値目標を導入し、事業の有効性を評価すべきである(意見)</p> <p>指定管理者に効果的・効率的な運営を求めるためには前述のアンケート等による定性的な評価に加え、数値目標を定め、その達成度をもって事業の有効性を評価し、指定管理料の算定に反映させるなどの方策が有効である</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>本年度から基本協定において、定員充足率について数値目標を設定したところであり、今後の達成状況を評価していきたいと考えています。</p>
	<p>(4) (小児保健医療センター療育部)負担金の精算を行うべきである(意見)</p> <p>療育部を含む病院事業会計に本負担金にかかる多額の余剰資金が残らないよう、実績による精算を行うべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>負担金は、現在、2月補正において予算額との調整を行っていますが、乖離が大きくなるないように、精度を高めるなど、病院事業庁と調整を行います。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
9 児童福祉施設等 特別入所事業費	<p>(1)現在の特別加算費単価の縮減を検討することが望ましい(意見)</p> <p>資金余剰も多額に発生していることから、事業運営に支障がない範囲内で現在の特別加算費の単価の縮減を検討することが望まれる。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>資産の状況を見ると、減価償却額に比して積立額が不足しているなど、将来的にも安定的な運営が確保できている状況とは言えません。 びわこ学園とも連携を密にし、県の支出が効果的かつ効率的に重度障害者の適切な支援に資するよう検証に努めます。</p>
	<p>(2)補助金に準じた履行確認や事業評価を実施すべきである(意見)</p> <p>扶助費として支出されているものの介護体制確保のための人件費補助の性格も有しているため、補助金に準じた履行確認や事業評価を実施すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>履行確認や事業評価について、より適切に実施できるよう検討します。</p>
10. 福祉用具センター 一運営事業	<p>(1)福祉用具改造及び作成手数料の見直しを検討すべき(意見)</p> <p>現状の人員配置や設置設備等に基づき所要経費を算定するするとともに、滋賀県独自の利用者の利用者負担率を設定するなど、手数料水準の見直しを検討すべきである。</p>	<p>【健康推進課】</p> <p>県全体での手数料見直しの際に、他の手数料との均衡を考慮しながら、対応したいと考えています。</p>
	<p>(2)十分な目標達成状況の確認を実施することが望ましい(意見)</p> <p>県は早急に「業務の基準」を作成するとともに、センターに対しより内容の充実した月例業務報告書を提出するよう求め、かつ、現状を十分に確認し、発生した課題にタイムリーに対処することが望ましい。</p>	<p>【健康推進課】</p> <p>滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)の維持管理および運営等に関する協定(基本協定)第17条に規定する「センターの維持管理および運営等に関する業務の基準」については、平成23年3月30日に定め、今後当該基準に基づき月例報告等の提出を求めるとし、運営状況等を把握し、課題への対応ができる体制を整えました。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
11. 障害者自立支援給付費	<p>(1)市町での効率的な審査方法を共有すべき(意見)</p> <p>各市町における審査事務を効果的かつ効率的に実施するため、各市町の審査方法を共有すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>各市町が審査業務を効果的かつ効率的に行うことができるよう、好事例等の情報の収集やその共有に努めます。</p>
12. 障害者自立支援事業所運営費補助金	<p>(1)補助金の交付基準の見直しを検討することが望ましい(意見)</p> <p>公平な補助をすべきとの理念は認められるものの、安定的な経営を行うための減収の激変緩和措置という当補助金の趣旨に照らして、例えば利用者一人あたりの年間減収額(補助申請額)が50千円以上の場合に限って申請を認めるなど、費用対効果も念頭に置きながら支給者及び受給者双方の事務負担を縮減すべく要綱の見直しを検討することが望ましい。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>当補助金は本年度で終期を迎えるため、補助要綱の見直し等を行わないこととしています。</p>
13. 市町地域生活支援事業費	<p>(1)県の負担率を再考することが望ましい(意見)</p> <p>県は障害者自立支援法第2条第2項第1号に定められた「市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う」という責務を果たすべく、市町の現状と当事業への高いニーズを考慮しつつ、県の負担率を再考することが望まれる。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>市町地域生活支援事業については、国の負担額に応じて県は負担をしており、平成19年度以降、国庫補助金が事業費の50%、県費補助金が事業費の25%まで支出されない状況が続いていましたが、県費負担率は平成21年度の19.6%から22年度の20.2%と若干改善しています。</p> <p>今後とも国に対して、本来定められている基準(50%)まで負担されるよう要望を行うなど、県として実質負担率アップに向け、引き続き努力していきます。</p>
14. 障害者自立支援基盤整備事業費補助金	<p>(1)事業実績報告書の提出期限を遵守させるべき(意見)</p> <p>基盤整備補助金の交付を受けて事業所等は、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業が完了したことを示す事業実績報告書を県に提出しなければならないが、提出期限を10日程度過ぎていた報告書が散見された。県は事業者に対し、事業実績報告書の提出期限を遵守させるべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>事業所への指導を徹底し、事業実績報告書の提出期限の遵守に努めます。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
	<p>(2)交付要綱において現地での履行確認を求め、設備設置の有効性を検討することが望ましい(意見)</p> <p>交付要綱において補助金の交付を受けた事業所又は施設の実地指導時に現地での履行確認を行うことを明記することにより、設備設置の有効性を確認することが望まれる。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>事業所の指導監査等において、補助金にかかる証憑書類の確認など現地調査を行っており、今後も適切な履行確認に努めます。</p>
15. 障害者雇用創出事業	<p>(1)助成単価を見直すことが望ましい(意見)</p> <p>運営費及び管理費の助成単価が現在の社会的事業所の実情に合っているかどうかの検証を行い、適切でないと判断された場合には助成単価の見直しを行うことが望ましい。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>助成単価について、実情に合ったものとなっているのか、検証のうえ検討したいと考えています。</p>
	<p>(2)事業に要した経費総額の報告を求め評価すべき(意見)</p> <p>事業所の運営に総額でどの程度の費用を要したかについて県が把握することで、事業所ごとの運営の相対的効率性や効果等を測定することができるとともに補助金の必要性や必要額の検討が可能となることから、事業に要した総経費額の報告を求めべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>事業に要した総事業費の報告を求めます。</p>
16. 障害者福祉センターの運営	<p>(1)募集方法を公募にすべき(意見)</p> <p>公募のメリットも踏まえ、次回の指定管理者を選定する際には、非公募とすることの是非を改めて検討すべきであろう。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>指定管理者は当事者団体として、職員の専門性やボランティアの協力体制、利用者ニーズの反映などの面で、他には適切な運営を確保できる団体がないことから、非公募としたものです。 次回選定時においても、適切な募集方法について検討していきたいと考えています。</p>
	<p>(2)施設特有の事情等やコスト削減目標を加味した指定管理料を積算すべき(意見)</p> <p>修繕等の施設特有の事情等やコストの削減目標を加味した詳細な積算による指定管理料を設定すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>次回選定時において、ご指摘の意見も踏まえ、指定管理料積算の方法を検討していきたいと考えています。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
	<p>(3)受益者負担のあり方について見直しを行うべきである(意見)</p> <p>県は障害者福祉センターの事業を、障害者の健康で文化的な最低限度の生活を支援するための事業と楽しみ等の付加価値を与える事業に区分し、受益者負担のあり方について当事者団体や当事者以外の県民の意見等も加味し見直しを行うべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>障害者の社会参加を促進する観点から、障害者および介助者、登録ボランティアの利用料は無料であるべきと考えています。なお、一般利用者については、今後も引き続き徴収したいと考えています。</p>
	<p>(4)適切なモニタリング体制を構築すべき(意見)</p> <p>事業計画と実績報告書の詳細な比較、自治体職員又は第三者機関によるモニタリング等を行うとともに、県と協会が連携し、今後のサービスの改善・向上につなげるべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>事業計画と実績報告書の比較を行うとともに、県と協会の協議を場を定期的に設け、県と協会が連携し、サービスの改善・向上につなげる体制を構築します。</p>
	<p>(5)数値目標を設定し、事業評価を実施すべき(意見)</p> <p>利用者アンケート等により課題を把握し、どのような施策を行い、どのくらいの期間でどのような効果を期待するのか検討することが必要である。その上で、指定管理者に数値目標について提案させる等、単年度における数値目標を設定し、達成状況を評価することが必要である。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>本年度から基本協定において、平均利用者数の拡大にかかる数値目標を設定したところであり、今後の達成状況を評価していきたいと考えています。</p>
	<p>(6)備品購入について指定管理者と協議すべき(意見)</p> <p>備品購入に関する大幅な予算額の変更(例えば、当初予算額の50%超あるいは総額が100万円超の場合)にあたっては、必ず県と指定管理者が事前に協議することをルール化するとともに、基本協定にその旨記載すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>新規に大型の備品を購入する場合など、指定管理期間後に管理責任や維持管理費用の負担が県に帰属する場合には、基本協定等に基づき事前協議を求めたいと考えています。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
17. 周産期保健医療 対策事業	<p>(1)現場調査の実施時期及び実施方法を検討すべき (意見)</p> <p>書面の確認だけでは、事業が目的どおりに適切に実施されているか、支出が適切かどうかを十分に確認することは難しいため、現場調査も行うべきである。</p> <p>(2)現場調査を実施すべき(意見)</p> <p>県は実績報告書及び添付書類で履行確認を行っているが、書面上の確認では現物の保管・利用状況まで十分に確認できないため、現場調査を実施すべきである。</p>	<p>【健康推進課】</p> <p>補助事業者に対して、必要に応じて内容の聞き取りを行うなど、適切な履行確認に努めます。</p> <p>【健康推進課】</p> <p>補助事業者に対して、必要に応じて内容の聞き取りを行うなど、適切な履行確認に努めます。</p>
18. 先天性代謝異常 等検査事業	<p>(1)契約単価を毎年見直すべき(意見)</p> <p>平成21年度は委託先と経営努力の中で可能な検査単価について話し合い、平成20年度単価の2%減の2,450円に設定しているが、県は単価設定について十分な検討を行っていない。</p> <p>全国の平均値は2,182円であることから、他府県の契約内容等の調査を行い、詳細な契約単価の見直しを行うべきである。</p>	<p>【健康推進課】</p> <p>年間検査件数や委託契約内容によって各府県の単価には幅があり、本県より高いところ低いところ様々であることから、具体的な契約内容等の調査を行い、契約単価の精査に努めます。</p>
19. リハビリテーシ ョン提供体制整備 事業	<p>(1)事業の状況把握の実施方法及び実施時期、事業評価の方法を検討すべき(意見)</p> <p>「リハビリテーション広域支援センター運営費補助金」・「地域リハビリテーション提供体制強化事業費補助金」両補助金は平成21年度をもって終了し、平成22年度からは市町が主体として行う在宅リハビリテーションを支援する事業へ移行するが、県はリハビリテーションについて引き続き関与するため、事業の状況把握の実施方法及び実施時期、事業評価の方法を検討すべきである。</p>	<p>【健康推進課】</p> <p>住民の方々にとって身近な地域でリハビリテーションが提供されることが望まれることから、在宅リハビリテーション支援事業等について、保健所単位(圏域単位)での状況把握、事業実施、評価を基本とします。健康推進課は県全体のリハビリテーション体制を評価していきたいと考えています。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
20. 精神医療センター負担金	<p>(1)実績に基づく精算を行うべき(意見)</p> <p>病院事業会計に本負担金にかかる多額の余剰資金が残らないよう、実績による精算を行うべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>負担金は、現在、2月補正において予算額との調整を行っていますが、乖離が大きくなるように、精度を高めるなど、病院事業庁と調整を行います。</p>
21. 特定疾患治療研究事業	<p>(1)実績報告書の内容の適切性を確認する方法を整備すべき(意見)</p> <p>スモンについてはスモンの患者がスモン施術費の受領方を鍼灸院に委任するための委任状を添付した鍼灸院からの請求書の金額をもとに県は支払っており、県では書面確認のみを行っている。</p> <p>訪問看護については保健所を通して、訪問看護ステーションからの実績報告書を入手し、訪問看護費用請求書と実績報告書の突合や実績報告書の内容の書面確認を保健所と連携して行っている。</p> <p>当扶助費は患者に代わり、鍼灸院や訪問看護ステーション等が受領するものであり、これらの事業所が適切に請求しているかどうか確認すべきである。</p>	<p>【所属名：健康推進課】</p> <p>スモン患者に対する医療費助成については、対象者にスモン施術受給者証を交付しており、当該受給者証には施術の実施ごとに確認印を押印する欄があります。従来は提出を求めていませんでしたが、今年度から更新の際に必須の提出書類とすることとし、請求回数と照合することが出来るように改善しています。</p> <p>在宅人工呼吸器使用の特定疾患患者の訪問看護ステーションの利用については、患者ごとに訪問看護指示書、訪問看護計画書および実績報告書の提出を求め、さらに保健所と医療機関、訪問看護ステーション等とのケース会議においても確認しているため請求の適正性について十分な注意を払っています。更なる確認となると現場調査の実施等が考えられますが、県には立ち入り調査権限がないなか、より適正な確認が出来るよう、厚生労働省と協議を行いながら請求者に協力を働きかけたいと考えています。</p>
21. 特定疾患治療研究事業 22. 小児慢性特定疾患治療研究事業	<p>(2)国の研究成果について情報公開を実施すべき(意見)</p> <p>県は特定疾患・小児慢性特定疾患の患者の医療データを国に報告し、国は研究を行い報告書を提出している。難病情報センターホームページでこの報告書について確認することはできるが、県のホームページでは公開されていない。</p> <p>県における疾患ごとの受給者数や国の報告書の概要について県民にわかりやすく公表すべきである。</p>	<p>【健康推進課】</p> <p>特定疾患については、難病情報センターのホームページで年度ごとの患者数や研究成果が公開されているので、県のホームページから容易にアクセスできるよう改善しました。</p> <p>小児慢性特定疾患についても、研究成果等を公開している研究所(国立成育医療センター研究所、日本子ども家庭総合研究所)へリンクさせるとともに、県内の疾患ごとの受給者数についてまとめ、掲載しました。今後、県のホームページでの情報発信をさらに充実したいと考えています。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
<p>23. 自立支援医療費の給付)</p>	<p>(1) 履行確認を適切に実施すべき(意見)</p> <p>税金を投入し、事業を実施している限り、適正な支出を行うべきである。したがって、補助金及び委託料の履行確認と同様に、十分な履行確認を行うべきである。</p> <p>(2) 国保連及び支払い基金への支払方法を見直すことが望ましい(意見)</p> <p>予納金を廃止し、実績に基づき支払う方法に変更することが望ましい。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>医療費の公費負担については、支払基金や国保連合会で適切に審査されていることから、県での更なる履行確認は必要はないと考えます。</p> <p>【障害者自立支援課】</p> <p>支払基金に対する概算払いは厚生労働省通知に基づく契約によるものであり、支払い方法を変更することは困難です。 国保連合会に対する概算払いは、同会が取り扱う国民健康保険等の支払事務手続きに準じたものであり、支払い方法の変更は国保連合会が行う審査、支払に関する一連の事務手続きとこれに伴う医療機関等の事務手続きのすべてに大きな影響と混乱を及ぼすことになるため、早期の見直しは困難です。 ただし、返還が生じていることも事実であり、支払基金、国保連合会の意向も踏まえつつ、予納金の掛け金率の低減を含め、検討したいと考えています。</p>
<p>24. 児童福祉施設入所者医療給付</p>	<p>(1) 国保連への支払い方法を見直すことが望ましい(意見)</p> <p>予納金を廃止し、実績に基づき支払う方法に変更することが望ましい。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>支払基金に対する概算払いは厚生労働省通知に基づく契約によるものであり、支払い方法を変更することは困難です。 国保連合会に対する概算払いは、同会が取り扱う国民健康保険等の支払事務手続きに準じたものであり、支払い方法の変更は国保連合会が行う審査、支払に関する一連の事務手続きとこれに伴う医療機関等の事務手続きのすべてに大きな影響と混乱を及ぼすことになるため、早期の見直しは困難です。 ただし、返還が生じていることも事実であり、支払基金、国保連合会の意向も踏まえつつ、予納金の掛け金率の低減を含め、検討したいと考えています。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
	<p>(2) 履行確認を適切に実施すべき(意見)</p> <p>税金を投入し、事業を実施している限り、適正な支出を行うべきである。 したがって、補助金及び委託料の履行確認と同様に、十分な履行確認を行うべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>医療費の公費負担については、支払基金や国保連合会で適切に審査されていることから、県での更なる履行確認は必要はないと考えます。</p>
<p>25. 児童福祉施設入所者医療給付</p>	<p>(1) 履行確認を適切に実施すべき(意見)</p> <p>税金を投入し、事業を実施している限り、適正な支出を行うべきである。 したがって、補助金及び委託料の履行確認と同様に、十分な履行確認を行うべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>医療費の公費負担については、支払基金や国保連合会で適切に審査されていることから、県での更なる履行確認は必要はないと考えます。</p>
<p>26. 精神障害者精神科通院医療費補助</p>	<p>(1) 補助金の交付要綱を実態にあった内容に改正すべき(意見)</p> <p>補助金の交付要綱で補助金の交付は概算払いと定めているが、実際は精算払いで交付しており、要綱を実態にあった内容に改正すべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>交付要綱を実態にあわせ、精算払いに改めました。</p>
	<p>(2) 履行確認を適切に実施すべき(意見)</p> <p>税金を投入し、事業を実施している限り、適正な支出を行うべきである。 したがって、補助金及び委託料の履行確認と同様に、十分な履行確認を行うべきである。</p>	<p>【障害者自立支援課】</p> <p>医療費の公費負担については、支払基金や国保連合会で適切に審査されていることから、県での更なる履行確認は必要はないと考えます。</p>
<p>27. 福祉人材確保緊急対策事業</p>	<p>(1) 適切に指導監査を行える体制を整備すべき(意見)</p> <p>指導監査では会計管理局作成の「会計事務の手引き」を基に適正に事務処理されているかを確認している。 しかし、誰もが一律の水準で確認できるチェックリスト等は作成していない。効率的かつ有効に監査を実施することが可能であるチェックリスト等を作成することが望ましい。</p>	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>仕様書どおりに事業が実施されているか、また、適切に会計処理が実施されているか等を要綱、要領、会計事務の手引き等を用いて一律の水準で確認しているところです。 また、復命書等により情報の共有を図り、監査を行う職員の質の確保にも努めております。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方
	<p>(2)国庫補助事業の積極的な活用について(意見)</p> <p>当該事業は、国からの財源が確保されているにもかかわらず、当初予算の3割しか執行できていない。事業を有効に実施するために、各施設のニーズを十分に把握し、事業の目標設定を行い、その目的を達成するためにどのような工夫が必要なのか検討することが望ましい。</p>	<p>【所属名：健康福祉政策課】</p> <p>福祉人材の確保に向けては、処遇の改善や職場環境の改善など様々な取組があります。本事業では、職員の質の向上のための出前講座等を実施しており、効率的な事業実施に努め、54回の実施予定に対し、約6倍の335回実施できたところです。</p>
<p>28. 健康福祉部における障害者施策施設について</p>	<p>(1)施設の管理運営費に係る課題と解決の方向性について(意見)</p> <p>監査人が認識した施設の管理運営上の状況・課題及びそれに対する意見・提言を参考にして、各施設が抱える課題解決に向けてさらなる取組を実施することを希望する。</p> <p>県は、これまで以上に、県民に対して障害福祉施設の状況や当該施設が抱えている課題等について、あらゆる媒体を利用した情報発信を積極的に行う必要がある。</p> <p>まずは、少しでも多くの県民に障害者施策及び障害福祉施設のことを知ってもらい、障害者への理解と共生が可能となるようにより一層の対応が求められる。</p>	<p>【所属名：健康推進課、障害者自立支援課】</p> <p>現場視察の際に監査人が認識された各項目については、各施設の今後の管理運営の参考として活用を図りたいと考えています。</p> <p>県のホームページや広報・啓発活動などを通じて情報発信し、障害者施策、障害福祉施設の現状や課題にかかる理解の普及に努めます。</p>